

保護観察所における飲酒運転事犯者処遇～飲酒運転防止プログラムについて～

法務省保護局観察課 國友 幸子

1 保護観察の概要

保護観察とは、犯罪をした人又は非行のある少年が実社会の中でその善良な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行う制度であり、国家公務員である保護観察官と民間篤志家である保護司との協働態勢のもと実施されている。具体的には、定期的に保護観察官や保護司による本人や家族等との面接を行い、その中で本人の生活状況を把握するとともに、本人が有する問題の解決に向けての指導や援助を行っている。

保護観察の対象となる者は、家庭裁判所で保護観察に付された少年、少年院からの仮退院を許された少年、刑事施設からの仮釈放を許された者、裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された者、婦人補導院からの仮退院を許された者であり、それぞれの対象者に対して、保護観察期間中に守るべき約束事である遵守事項が設定されるが、遵守事項に違反した場合には、仮釈放が取り消されて刑事施設に収容されるなどの不良措置が執られる可能性がある。

2 飲酒運転防止プログラム策定の経緯

近年、飲酒運転による悲惨な事故の発生等により、刑事罰や行政処分の強化がなされ、それに伴い飲酒運転による事故件数等は減少傾向にある。しかし、飲酒運転による悲惨な事故は跡を絶たず、飲酒運転に対しては、社会的に厳しい目が向けられている。このため、政府においては飲酒運転の根絶を図るため、平成19年に内閣府、警視庁、法務省等による常習飲酒運転者対策推進会議を立ち上げ、その結果を受け、関係省庁、関係団体の連携により様々な取組を実施しているところであり、保護観察に対しても飲酒運転事犯者の処遇等の充実が求められている。そこで、該当する保護観察対象者の処遇を充実するため、平成21年度に飲酒運転防止プログラム（以下「本プログラム」という。）の策定を開始し、平成22年10月1日から全国の保護観察所において実施している。

本プログラムが策定されるまでの飲酒運転事犯者に対する保護観察は、交通に関する教材を活用して交通に関する学習を行わせるほか、面接に当たって本人の飲酒の状況について本人やその家族から聴取を行い、状況把握するなどして、飲酒に関する指導を行っていたところ、本プログラムは、医学や心理学等の専門的知識に基づいた体系化された手順によって行われるものとなっている。

3 飲酒運転防止プログラムの概要

本プログラムは、飲酒運転を反復する傾向を有する者に対し、アルコールの影響等の医学的知識に関する心理教育や心理学の一技法である認知行動療法等を活用した専門的処遇を行うことにより、アルコールが心身及び自動車等の運転に与える影響を認識させ、飲酒運転に結び付く自己の問題性について理解させるとともに、再び飲酒運転をしないための具体的な方法を習得させることを目的としている。

本プログラムの対象者は、主に「危険運転致死傷（アルコールの影響に係る行為によるものに限る）」又は「道路交通法違反（「酒気帯び運転」、又は「酒酔い運転）」の罪により、保護観察を受けることとなった仮釈放者又は保護観察付執行猶予者等であり、これらの者には、本プログラムの受講が特別遵守事項として設定され、受講が義務付けられることとなる。また、プログラムの対象者の要件を満たさない者であっても、本人の同意があれば、プログラムを実施することができることになっている。

本プログラムは、導入及び全5回の教育課程から構成されているが、2週間に一回程度の頻度で日時を指定し、保護観察所等にプログラム対象者を出頭させた上で、保護観察官が実施することとなっており、保護観察開始後約3か月で本プログラムを修了することになる。

本プログラムの構成は、次のとおりである。

#### 導入課程 アセスメント

本プログラムの概要について本人及び家族に説明するとともに、本人の運転及び飲酒に関する問題性に関する調査を行う。

#### 第一課程 動機付け

飲酒運転によってもたらされる結果について考えさせ、飲酒運転を繰り返さないために日ごろの生活の中で取り組んでいく行動目標（スモールステップ）を立てさせ、毎日、この目標の達成状況について記録することを本プログラム修了までの宿題とする。なお、この行動目標は、毎回のプログラム実施時に達成状況を確認するとともに、必要に応じて変更することとしている。

#### 第二、三課程 医学的知識に基づく心理教育

アルコールが心身及び運転に与える影響について学ばせる。その上で、アルコールへの依存度が高い者には、自己の問題性について振り返らせ、アルコール依存からの回復方法等に関する教育を行い、そうでない者には、アルコールの危険性を認識させるとともに、アルコール分解時間等に関する知識を習得させる。

#### 第四、五課程 対処スキルの習得（リラプス・プリベンション）

プログラム修了後も引き続いて飲酒運転しないために、そのきっかけとなる出来事や状況について考えさせ、危険な状況を避け、あるいはそうした状況に至った際にとるべき具体的な方法を盛り込んで、日ごろの生活の中で実行する計画（再発防止計画）を立てさせる。

## 4 プログラム修了後の処遇

プログラム修了後は、保護観察の指導の中で、本プログラムにおいて習得した再発防止計画の実施を意識した働きかけを行うこととしている。具体的には、保護観察官及び保護司による面接時に、本人が本プログラムにおいて作成した再発防止計画の履行状況を確認し、履行できていれば、その継続への動機を更に高めるよう促し、履行していない場合には、本人に自身の状況を考えさせ、計画の履行に向けての指導を行い、場合によっては計画そのものを見直させることとしている。

また、保護観察は、本人に関わることができる期間が限られているため、保護観察終了後を見据えた働きかけとして、地域の医療機関や自助グループの活用等について指導することによって、保護観察終了後でも利用できる社会資源の確保に努めている。

## 5 まとめ

本プログラムは、医療機関や諸外国等で実施されている同様のプログラムに比べると、十分ではない点もあるかもしれないが、社会内処遇において本プログラムによる働きかけを必要とする者に対して受講義務を課すという形で導入された意義は大きいと思われる。

また、本プログラムは、全5課程で完結するものではなく、プログラム修了後の保護観察においてもプログラム内容を意識した指導がなされるなど、保護観察期間を通じた働きかけが行われている。

しかしながら、保護観察が実施できる期間は限られているため、保護観察終了後の生活を考慮し、保護観察期間中から医療機関や自助グループ等の保護観察終了後も本人が利用可能な社会資源につながって行くよう働きかけを行う必要がある。そのためには、保護観察所において、医療機関及び自助グループ等との更なる連携を行っていくことが重要な課題であると思われる。